

## 「社会保険料」納められず ネットで検索し 民商へ来所!

今、消費税・国保・社会保険料などが納めたくても、納めきれない事業所が全国的に多くなっています。

上越管内も例外ではありません。先日、「パソコンを検索したら、全商連のホームページが出てきて、早速民商に電話しました。」と相談者が訪ねて来ました。

税金が払えない時は「納税の猶予」や「徴収猶予」の申請をしましょう!

税金 保険料 の滞納処分 から身を守る

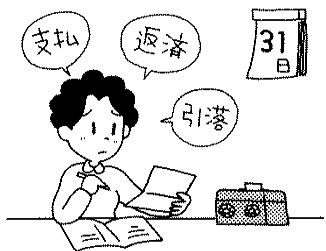
会長・事務局で話を聞いたところ、2年前に取引会社が倒産したことをきっかけに、社会保険料の未納が始まったとの事。社会保険は従業員が半分、会社が半分負担する仕組みで、1カ月未納になると翌月には倍になり、払えない金額になります。「アツという間に滞納額が増えてしまった」と。年金事務所は、取引先に「差し押さえ」する為に照会文章を出し、取り立てを強化したようで、取引先に滞納が知られ、「今後の取引を考える」と言われてしまい、解決方法が解らない。との相談でした。

今、中小業者を「社保倒産」に追い込むような、違法で強権的な徴収が各地で横行しています。

国会で、鈴木財務相は「あまりにも取り立てが厳しすぎて、破綻に追い込むというのはいかがなものか」

武見厚労相は「丁寧に対応を行うよう年金事務所に周知徹底した」と答弁しています。

民商は後日、本人と一緒に、返済計画書や請願書を持って交渉する予定です。



## 「税務調査」の連絡が来たら、「事前通知の11項目」を必ず確認しましょう。

各地で税務調査が多くなり始めています。税務署から、電話がきたり、訪問された場合は、「事前通知の11項目」を、税務署員が納税者に通知する義務があります。慌てないで、必ず確認し、書き止めるようにしましょう。

- ① 実地調査を行う旨
- ② 実地調査を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類他
- ⑧ 納税者の氏名・住所
- ⑨ 調査担当職員の名氏及び所属
- ⑩ 調査日時と場所は変更可能な事
- ⑪ ④⑤⑦で通知されなかった事項についても非違が疑われる場合には、質問検査等を行うことが出来ること



## 婦人部のみなさん 『ランチ会』をします。

婦人部の皆さん、久しぶりにランチ会を計画しました。時間は限られますが、商売の話や思っていることなど沢山お話ししましょう♪  
遠慮なく参加して下さい。



pikta.jp - 35571176

## オンラインで開催 「自主申告サポータ」 「学校に参加を！」

「税金の事をもっと知りたい」「税務調査の対策を進めたい」等お考えの方は、全商連・税金対策部会がオンラインで、自主申告サポーター学校を開催しています。初日には7名が参加しました。



支部・班の役員さん、是非参加して下さい。

- 【日程】
- 9 / 3 (火) \*自主計算の意義 所得と決算の仕方
  - 9 / 10 (火) \*所得税と消費税の申告書作成
  - 9 / 17 (火) \*パソコンを使った 記帳・決算・申告

【会場・時間】  
全日程とも、民商会館3階  
夜7時～8時30分迄

【調整給付金】について

各自自治体から、「調整給付金」の名目で確認書が該当者に送られています。これは、一人4万円の定額減税の該当者で、令和5年の所得で計算し、令和6年(推計)で定額減税しきれないと見込まれる人に給付されるものです。期日までに書類を返信しないと、「受給しない」とみなされ、貰えなくなります。

従業員さんがいる事業所は一言お知らせして下さい。

## 9月のPC教室日程

今年もあと4ヶ月とあります。多忙とは思いますが、後で焦らないように都合をつけてご参加ください。



とき 9月18日(水) 午後1時30分  
場 所 民商会館

とき 9月12日(木) 11時30分  
ところ ヨーデル金谷  
会費 1,000円  
※参加締切 9月10日(火)